五、一三四・八MHzを超え五、一五〇MHz以下	六〇MHz以上七五・二MHz未満	六二・五マイクロワット以下	
五、二五〇MHz以上五、二五一MHz未満	四〇MHz以上四一MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{\log 5-(f-40)+\log(1/8)}$ ミリワット	
五、二五一MHz以上五、二八五・二MHz未満	四一MHz以上七五・二MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{\log 5-(8/390)(f-41)-1+\log(1/8)}$ ミリワット	
五、二八五・二MHz以上五、三七〇MHz未満	七五・二MHz以上一六〇MHz未満	一二・五マイクロワット以下	

注　fの単位は、MHzとする。

十　前各号に規定するもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

2　五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　前条第三号イ、ロ、ニ、ホ(4)を除く。)、ヘ、ト(3)㈣を除く。)、チ(1)㈠、(2)㈠及び(3)㈠に限る。)、リ、ヌ、ル及びヲ(4)を除く。)並びに前項第二号に掲げる条件に適合すること。

二　基地局又は陸上移動中継局からの制御を受けて当該基地局又は陸上移動中継局と通信するものであること。

三　五、二一〇MHzの周波数の電波を小電力データ通信システムの無線局の五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波と同時に使用する場合の変調方式、送信装置の空中線電力、一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力及び帯域外漏えい電力については、第一号の規定にかかわらず、前条第五号ハ、ホ、ヘ(1)に限る。)及びチ(1)に限る。)に掲げる条件に適合すること。

四　前各号に規定するもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。